

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

改 正 後			現 行		
(略) 1～3 (略)			(略) 1～3 (略)		
別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語			別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語		
外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈	外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈
1～7	(略)	(略)	1～7	(略)	(略)
8	(略)	(略)	8	(略)	(略)
	加重最高性能	加重最高性能（APP）は、64ビット以上の浮動小数点加算と乗算を実行するデジタル電子計算機に適用される加重された最高性能である。 算出方法で使用する略語を次に示す。 n：(略) i：プロセッサ番号（ <u>1</u> , …, n） (略) 注1～注5 (略) 注6 集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの組み合		加重最高性能	加重最高性能（APP）は、64ビット以上の浮動小数点加算と乗算を実行するデジタル電子計算機に適用される加重された最高性能である。 算出方法で使用する略語を次に示す。 n：(略) i：プロセッサ番号（ <u>i</u> , …, n） (略) 注1～注5 (略) 注6 <u>1</u>) 集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの組

		<p>わせについては、A P Pを算出しなければならない。</p> <p>注 1) 集積回路のダイに対しては、同じダイ上にある全てのプロセッサ及びアクセラレータであって、同時に動作するものをA P P算出の対象としなければならない。</p> <p>2) <u>プロセッサの組み合わせが記憶装置を共有するとは、任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、貨物等省令第7条第三号ホに該当するデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品を使用することにより実現するものを含む。</u></p> <p>注7 (略)</p>		<p>み合わせ、または、2) 特別に設計したハードウェアを用いて同時動作させている複数の記憶装置とプロセッサとの組み合わせについては、A P Pを算出しなければならない。</p> <p>注 集積回路のダイに対しては、同じダイ上にある全てのプロセッサ及びアクセラレータであって、同時に動作するものをA P P算出の対象としなければならない。</p> <p>注7 (略)</p>
	(略)	(略)		(略)
9	(略)	(略)		(略)

貨物等省令第21条第1項第二号の二、第三号、第十二号、第十二号の二及び第十六号の規定中の技術（プログラムを除く。）	(略)	
(略)	(略)	
貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号、第十号、第十五号又は第十七号の規定中のプログラム		(略)
貨物等省令第21条第1項第九号又は第十号中の操作、管理又は保守	<u>次のいずれか一つ以上に該当する作業をいう。</u> <u>イ 次のいずれかの確立又は管理</u> <u>(一) 使用者又は管理者のアカウント又は権限</u> <u>(二) ある貨物又はあるプログラムの設定</u> <u>(三) (一) 又は (二) を支援するための認証データ</u> <u>ロ ある貨物若しくはあるプログラムの稼働状態又は性能の監視又は管</u>	

9

貨物等省令第21条第1項第二号、第三号、第十二号、第十二号の二及び第十六号の規定中の技術（プログラムを除く。）	(略)	
(略)	(略)	
貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号、第十号、第十五号又は第十七号の規定中のプログラム		(略)
(新設)	(新設)	

	<p><u>理</u></p> <p><u>ハ イ又はロを支援するためのログ又は検査データの管理</u></p> <p><u>注：操作、管理又は保守には、次に掲げるいずれかの作業又はそれらに関連する鍵管理機能は含まない。</u></p> <p><u>1 イ（一）又は（二）を支援するための認証データの確立又は管理に直接関係しない暗号機能の提供又は機能向上</u></p> <p><u>2 ある貨物又はあるプログラムのフォワーディングプレーンやデータプレーンにおいて暗号機能を実現させるもの</u></p>		
<u>暗号機能有効化の手段</u>	<p><u>製造者により提供される安全な仕組み（使用者が暗号機能を有効化する又は使用可能にすることができるよう、装置又はソフトウェアと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置又はソフトウェアのために顧客と一対一で対応するものに限る。）によって、使用者が暗号機能を有効化する又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう（例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証をするものをいう。）。</u></p>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>伝送通信装置</u>	<p><u>終端装置、中継装置、符号を変換する装置、多重化装置、モデム、多重</u></p>	<u>伝送通信装置</u>	<p><u>終端装置、中継装置、符号を変換する装置、多重化装置、モデム、多重変換装置、蓄積プログラム制御方式による回線の切換え機能を有する装置、ゲー</u></p>

		<u>変換装置、蓄積プログラム制御方式による回線の切換え機能を有する装置、ゲートウェイ、ブリッジ、メディアアクセスユニット、無線送受信機及び音波（超音波を含む。）を搬送波とする水中通信装置を含む。</u>			<u>トウェイ、ブリッジ、メディアアクセスユニット、無線送受信機及び音波（超音波を含む。）を搬送波とする水中通信装置を含む。</u>	
	電子式交換装置	<u>ルーター機能を有する装置を含む。</u>		電子式交換装置	<u>ルーター機能を有する装置を含む。</u>	
	デジタル伝送方式を用いたもの	<u>アナログ信号をデジタル信号に変換して伝送する方式のものを含む。</u>		デジタル伝送方式を用いたもの	<u>アナログ信号をデジタル信号に変換して伝送する方式のものを含む。</u>	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
10	(略)	(略)		10	(略)	
11	(略)	(略)		11	(略)	
	飛行の全行程を管理する	(略)			飛行の全行程を管理する	(略)
	<u>フライバイワイヤシステム又はフライバイライトシステム</u>	<u>飛行中の機体のコントロールにフィードバックを用い、電子信号でエフェクター・アクチュエーターへ命令する主要なデジタル・フライト・コントロール・システムをいう。</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

(略)	(略)	
アクティブ飛行制御装置	(略)	
	<u>フライバイワイヤシステム又はフライバイライトシステムを含む。</u>	
貨物等省令第23条第3項第三号イからニまで、 <u>ト又はチのいずれかに該当する技術</u>		(略)
(略)	(略)	
貨物等省令第23条第3項第三号ニ中の技術		(略)
<u>内部ループ</u>	<u>機体安定制御を自動化するアクティブ飛行制御装置（自律的に複数のセンサーからの出力信号を処理し、かつ、自動制御系に事前に必要な指令を出すことにより、望ましくない航空機やロケットの運動又は構造荷重を防ぐシステムをいう。）の一連の機能をいう。</u>	
<u>機体状態の異常変化</u>	<u>飛行中の構造的な損傷、エンジン推</u>	

(略)	(略)	
アクティブ飛行制御装置	(略)	
	<u>(新設)</u>	
貨物等省令第23条第3項第三号イからニまでのいずれかに該当する技術		(略)
(略)	(略)	
貨物等省令第23条第3項第三号ニ中の技術		(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	

		<u>力の消失、操縦翼面の不具、貨物の不安定な移動を含む。</u>				
	(略)	(略)		(略)	(略)	
1 2	必要な技術	(略)		1 2	必要な技術	(略)
	<u>水線面積を小さくすることによって造波抵抗を減少させるように設計した船舶</u>	<u>計画運航喫水における水線面積が、計画運航喫水における排水量の3分の2乗に2を乗じた値より小さい船舶をいう。</u> <u>すなわち、計画運航喫水における水線面積 < (計画運航喫水における排水体積)^{2/3} × 2</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)			(略)	(略)
1 3	(略)	(略)		1 3	(略)	(略)
	<u>フルオーソリティーデジタルエンジン制御システム</u>	(略)			<u>フルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置</u>	(略)
	(略)	(略)			(略)	(略)
	複合材料	(略)			複合材	(略)
	(略)	(略)			(略)	(略)
	<u>スプリッターダクト</u>	<u>スプリッターダクトはエンジンのパイパスとコア部分の間の空気流量の初期</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

		<u>分離を行うものをいう。</u>			
	貨物等省令第25条第3項第三号中の技術		エンジン及び航空機の機体の統合に関する技術情報であって、一般の航空路線で使用するために本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関により公開を要請されるもの（据付マニュアル、作業指示書、持続耐空性に係る指示書を含む。）及びインターフェース機能（入出力処理、機体の推力又は軸出力要求を含む。）に係るものを除く。		エンジン及び航空機の機体の統合に関する技術情報であって、一般の航空路線で使用するために民間航空機の認証機関により公開を要請されるもの（据付マニュアル、作業指示書、持続耐空性に係る指示書を含む。）及びインターフェース機能（入出力処理、機体の推力又は軸出力要求を含む。）に係るものを除く。
	(略)	(略)		(略)	(略)
14	必要な技術	(略)		14	必要な技術
	<u>貨物等省令第26条第三号中の技術</u>	<u>関連するシステム、機器、部品の機能の発揮を可能にする一連の技術情報（プログラム又は物質の同定に必要なライブラリデータを含む。）をいう。</u>			<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
15～16	(略)	(略)		15～16	(略)

別紙 1 - 2 ~ 別紙 4 (略)

参考様式 1 ~ 4 (略)

別紙 1 - 2 ~ 別紙 4 (略)

参考様式 1 ~ 4 (略)